

第45期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

開催場所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

目次

第45期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	4
計算書類	24
監査報告書	30
参考書類	35



アズマハウス株式会社

証券コード：3293

証券コード：3293
2022年6月10日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号

アズマハウス株式会社

代表取締役社長 東 行 男

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様には、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただくなど、株主総会への来場の要否をご判断していただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示していただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

【ご注意】

1. 本定時株主総会の会場は、予定しております会場の封鎖等により、変更することがあります。変更の場合は、はがきまたは後記当社ウェブサイトにてご通知申し上げます。
2. 本総会に出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りすることとなります。
3. 来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りすることとなります。
4. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合があります。
5. 以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

当社ウェブサイト：<https://azumahouse.com/>

3. 目的事項

報告事項

1. 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する当社の株主様1名に委任することができます。その場合は、同株主総会当日の受付において、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類、計算書類の一部です。
 - ◎ 株主総会招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛、メールにてお送りください。
株主の皆様の高いご質問につきまして、後日、当社ウェブサイトには回答を掲載いたします。なお、個別の回答はしかねますので、ご了承ください。
メールアドレス： ir.kanri@azumahouse.jp
送信期限：2022年6月20日（月曜日）午後5時

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日 から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進む等、感染防止策の効果により、年末にかけて徐々に経済活動への影響は緩和されたものの、年明け以降、新たな変異株による感染が再拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの対策が講じられましたが、いまもなお、先行きが不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは、お客様と従業員の安全・安心を第一優先とし、各支店及び各現場においても感染防止対策を徹底し、従業員が定期的に共用部の消毒を行うなど、全社一丸となって事業活動を続けてまいりました。さらに、経済産業省による「健康経営優良法人2022（中小規模法人）」に認定申請を行い、認定されましたことにより、従業員の健康と安全を経営的な視点で捉え、職場環境の保全を維持し、よりよい環境づくりを目指してまいります。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は139億10百万円（前年同期比2.6%減）、営業利益は11億92百万円（前年同期比3.5%増）、経常利益は11億75百万円（前年同期比7.4%増）、売上高経常利益率は8.4%（前年同期7.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億55百万円（前年同期比0.6%減）となりました。

セグメントごとの販売状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同期比(%)	内容
不動産・建設事業	9,470	90.3	分譲土地販売、分譲住宅販売、売建分譲販売、注文建築、リフォーム及び公共工事、不動産仲介、保険代理業 (土地分譲334区画、分譲住宅販売163棟、売建分譲住宅45棟、注文住宅32棟、中古住宅販売44棟)
不動産賃貸事業	2,784	105.3	不動産賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介 (自社物件1,917戸、管理物件14,481戸)
土地有効活用事業	1,219	143.2	資産運用提案型賃貸住宅販売及び建売賃貸住宅販売 (賃貸住宅販売23棟、賃貸中古住宅販売3棟)
ホテル事業	556	121.5	ビジネスホテル及び飲食店の運営
その他(注3)	62	93.6	連結子会社(興國不動産株式会社)等の事業活動
合計(注1)	14,093	97.1	—
セグメント間取引	△183	—	—
連結計算書類の売上高	13,910	97.4	—

(注) 1. セグメント間取引については含めて記載しております。

2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

3. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社(興國不動産株式会社)等の事業活動を含んでおります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産・建設事業

不動産・建設事業は、土地分譲334件、建物240件、中古住宅44件の販売を行いました。その結果、売上高は94億70百万円(前年同期比90.3%)、セグメント利益は4億13百万円(前年同期比75.4%)となりました。

② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、自社物件1,917戸、管理物件14,481戸を保有し、賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介を行いました。その結果、売上高は27億84百万円（前年同期比105.3%）、セグメント利益は9億58百万円（前年同期比116.7%）となりました。

③ 土地有効活用事業

土地有効活用事業は、賃貸住宅23件、賃貸中古住宅3件の販売を行いました。その結果、売上高は12億19百万円（前年同期比143.2%）、セグメント利益は1億36百万円（前年同期比138.1%）となりました。

④ ホテル事業

ホテル事業は、3箇所のビジネスホテル、3箇所の飲食店舗を運営しました。その結果、売上高は5億56百万円（前年同期比121.5%）、セグメント損失は8百万円（前年同期損失49百万円）となりました。

⑤ その他

その他事業は、連結子会社（興國不動産株式会社）において不動産仲介及び賃貸管理を行いました。その結果、売上高は62百万円（前年同期比93.6%）、セグメント利益は9百万円（前年同期比65.5%）となりました。

(2) 設備投資の状況

① 不動産・建設事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

② 不動産賃貸事業

当連結会計年度の設備投資等の主なものは、和歌山県和歌山市米屋町の土地の取得（2億18百万円）、御坊市湯川町財部の土地の取得（1億71百万円）、和歌山県岩出市中島のテナントの取得（1億70百万円）、和歌山県和歌山市六番丁のテナントビルの取得（1億2百万円）であります。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 土地有効活用事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

④ ホテル事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来、顧客満足度ナンバーワン企業を目指し、お客様への対応・サービスは無限と考え徹底してこだわり、お客様満足を徹底的に追及してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の経済社会への影響は緩和されるものと想定し、経済活動も段階的に回復するものと予想しておりますが、原油価格の高騰による運搬費などを含む資材原価の上昇は、継続的ではないものの発生するおそれがあり、サプライチェーンの再構築を検討せざるを得ないものと考えています。

そのような中、当社グループは、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたマーケットの需要を的確につかみ、環境変化に適応していくために、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、作業効率及び生産性の向上を図ってまいります。また、引き続き、販売物件や不動産賃貸収益物件の確保を計画的かつ戦略的に行うとともに販売商圏の拡大を図り、セグメント間やグループ間のシナジー効果をより一層創出するために派生的な事業の展開及びM&Aなどに事業領域の拡大を検討してまいります。

脱炭素社会（カーボンニュートラル）への貢献についても、フレキシブルな対応を検討し、削減可能な方法や目標を事業活動の中に取り入れ、地域社会、環境社会への貢献を通じ、ESG経営として捉えることで、事業領域の拡大や企業価値の最大化を図ってまい捉えることで、事業領域の拡大や企業価値の最大化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第42期	第43期	第44期	第45期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	13,209	13,555	14,286	13,910
経常利益 (百万円)	1,449	1,227	1,094	1,175
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	968	810	760	755
1株当たり当期純利益 (円)	120.52	100.92	94.61	94.09
総資産 (百万円)	29,320	31,062	31,279	31,326
純資産 (百万円)	14,346	15,244	15,767	15,800
1株当たり純資産 (円)	1,785.69	1,839.56	1,904.37	1,966.71

- (注) 1.当社は、2022年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
- 2.当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
興國不動産株式会社	100%	不動産賃貸事業
株式会社賃貸住宅センター	100%	不動産賃貸事業
株式会社シージェーシー管理センター	100%	不動産賃貸事業
株式会社アイワライフネット	100%	不動産・建設事業

(注) 当社は、株式会社賃貸住宅センター、株式会社シージェーシー管理センター、株式会社アイワライフネットの株式を2022年2月2日に追加取得し、完全子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事 業	事 業 内 容
不 動 産 ・ 建 設 事 業	土地分譲、分譲住宅販売、売建分譲販売、注文建築及びリフォーム工事、不動産仲介
不 動 産 賃 貸 事 業	不動産賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介、
土 地 有 効 活 用 事 業	資産運用提案型賃貸住宅販売及び建売賃貸住宅販売
ホ テ ル 事 業	ビジネスホテル及び飲食店の運営

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

- ① 本 社 和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号
- ② 主な事業所 国体道路支店 (和歌山県和歌山市北出島一丁目4番58号)
堀止支店 (和歌山県和歌山市堀止南ノ丁5番1号)
北部支店 (和歌山県和歌山市次郎丸33番9)
岩出支店 (和歌山県岩出市西野115番8)
大阪支店 (大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目120番1)
和歌山アーバンホテル (和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号)
ワカヤマ第1富士ホテル (和歌山県和歌山市元博労町5番地)
ワカヤマ第2富士ホテル (和歌山県和歌山市湊紺屋町一丁目20番)
カフェグランデ (和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号)
天ざんPLUS (和歌山県和歌山市新生町10番6)
天ざんPLUS岩出店 (和歌山県岩出市高塚143番1)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162人	3人増	47.0歳	7.0年

(注) 従業員数は契約社員を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	3,084百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,935百万円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,929百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,871百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,022百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	600百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	80個
保有人数 当社取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 4,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	600円
新株予約権の行使期間	2015年1月28日～2022年10月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割り当てを受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位にあること及び当社株式が日本国内の証券取引所に上場していること

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

株式分割の実施

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、2022年3月31日を基準日、2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、新株予約権の目的である株式の種類及び数発行可能株式総数は普通株式8,000株、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は300円となりました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
東 行 男	代表取締役社長	興國不動産(株)代表取締役社長 (株)賃貸住宅センター取締役 (株)シージェーシー管理センター取締役 (株)アイワライフネット取締役
大 東 篤 史	専務取締役	開発事業部長
平 山 豊 和	専務取締役	営業部長
真 川 幸 範	常務取締役	管理部長
北 畑 米 嗣	取締役	北畑会計事務所所長（税理士） 和歌山商工会議所エキスパートバンク登録講師 丸肥運送(株)監査役 豊月運送(株)監査役 和歌山県市町村職員共済組合監事 (株)和歌山プロジェクト代表取締役 (株)和歌山毎日広告監査役
鳴 瀧 英 人	常勤監査役	(株)賃貸住宅センター監査役 (株)シージェーシー管理センター監査役 (株)アイワライフネット監査役
上 岡 美 穂	監査役	吹上法律事務所（弁護士）
小 西 順 士	監査役	

- (注) 1. 2021年6月28日開催の第44期定時株主総会において、小西順士が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 北畑米嗣は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 鳴瀧英人、監査役 上岡美穂及び監査役 小西順士は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役 北畑米嗣、監査役 上岡美穂及び監査役 小西順士を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 北畑米嗣及び監査役 上岡美穂の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。なお、故意または重過失による違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険の被保険者である役員の全てが、その保険料の約1割を自己負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）につきましては、役員報酬規程に定めております。その概要につきましては、役員の報酬は、まず、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬とすること及び株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」、「公正性」、「合理性」の高い報酬とすることとし、同業他社との比較や業績等を取締役会において審議し、代表取締役社長 東 行男が決定することとしております。また、決定方針の決定方法は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の原案を取締役会に上程し、2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名です。また、役員報酬は、固定報酬のみとし、年額で決定された報酬を月額により支給することとしています。

当社監査役の金銭報酬の額は、2013年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 東 行男が取締役の個人別の報酬額を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。決定するに際しては、取締役会で決議された決定方針に基づき決定しなければならないものとしています。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう同業他社との比較や業績等を審議することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	121	121	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	3	3	-	-	1
社外監査役	15	15	-	-	4

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 北畑 米嗣	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、税理士としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、独立した客観的立場から経営陣の職務執行などに関する監督に務めております。
監査役 鳴瀧 英人	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の14回全てに出席し、金融機関での実務経験と社会保険労務士としての専門的見地から議案・審議等に積極的な意見具申を行っております。また、上記のほか経営会議などの主要会議に出席をし、執行内容に関する監視・監督に務めております。
監査役 上岡 美穂	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性について監視・監督をし、議案・審議等に積極的な意見具申を行っております。
監査役 小西 順士	2021年6月の就任後に開催された取締役会及び監査役会の10回全てに出席し、必要に応じ、長年にわたり務めた警察官としての豊富な経験と専門的見地から、業務執行の適法性について監視・監督をし、議案・審議等に積極的な意見具申を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PWC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、監査時間及び監査報酬の推移並びに報酬見積りの算定根拠が適切であるかどうか検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、監査役会で協議の上、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合は、解任又は不再任の決定を行う方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社並びに当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社企業集団」という。）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社企業集団における役職員の業務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、当社及び当社企業集団における全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。
- ② 内部監査部門として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び当社企業集団の内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書及び電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理する。

(3) 当社及び当社企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理に関する規程として、「危機管理規程」を策定し、当社及び当社企業集団におけるリスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ② 代表取締役社長のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。
- ③ 監査役及び内部監査部門は、リスクマネジメントの実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。
- ② 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、業務執行を行う取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、代表取締役社長を委員長とする予算委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ④ 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。
- ⑤ 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

(5) 当社及び当社企業集団の業務の適正性を確保するための体制

- ① 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社及び子会社全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に関する基本規定を策定する。
- ② 子会社等の取締役などの意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認する。
- ③ 子会社等の業務の適正を確保する観点から必要な規定・ルールなどを整備するとともに子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議に報告する。
- ④ 監査部門は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うとともにその結果とその後の改善状況を取締役会、経営会議に報告する。
- ⑤ 子会社の責任者等は、財務報告の適正性及び法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について、当社管理部に対して定期的に報告し、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。
- ⑥ 子会社の内部通報制度の窓口を設置する。また、その運用に関する規定を定めて通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該使用人が監査役職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会の他、経営会議、その他重要会議に出席することができる。
- ② 当社及び当社企業集団における取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ③ 内部監査部門等の当社及び当社企業集団の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び当社企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及び当社企業集団の役職員に周知徹底する。
- ⑤ 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役・監査役会は、会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
- ③ 監査役・監査役会は、職務の執行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 「企業行動憲章」において、「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針とする。
- ② 反社会的勢力の排除を推進するため管理部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
- ③ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ④ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して新規取引時及び定期的に確認を行う。
- ⑤ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ⑥ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、和歌山県暴力追放県民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
社内では主要な会議（経営会議）や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社及び当社の子会社は、コンプライアンス規程を定め、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度運用規程を定め、取引業者、当社の使用人に対して、研修での教育及び会議体での説明を行い、コンプライアンス体制の実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

当社及び当社の子会社は、危機管理規程を定め、リスク管理項目と担当部門を設定し、管理体制の強化を図っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当事業年度は4回開催しております。リスク・コンプライアンス委員会では、各部門等より提出されたリスクの発生及び発生するおそれのあるリスクやコンプライアンス違反等にかかわる事案について、未然の防止及び損失の最小化を検討しております。

(3) モニタリング体制

当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての整備・運用状況をコンプライアンス担当部署がモニタリングし、取締役会をはじめとする各会議体に上程することで実効的な改善を検討しております。

また、内部監査部門においても発見されたリスク等に対し、被監査部門のみではなく関連部門にも意見等を求め、適切かつ効率的な改善に向けた指摘・指導を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,519,796	流動負債	5,011,529
現金及び預金	5,032,495	買掛金	15,656
売掛金	30,953	工事未払金	521,894
販売用不動産	3,975,018	短期借入金	1,627,951
未成工事支出金	903,179	1年内返済予定の長期借入金	1,865,982
貯蔵品	9,550	未払法人税等	223,921
その他の金	571,320	賞与引当金	67,744
貸倒引当金	△2,720	その他の負債	688,379
固定資産	20,807,003	固定負債	10,514,456
有形固定資産	19,729,683	社債	250,000
建物及び構築物	6,012,791	長期借入金	9,642,045
機械装置及び運搬具	29,823	資産除却債務	76,417
土地	13,582,424	繰延税金負債	18,164
建設仮勘定	26,829	その他の負債	527,828
その他の金	77,813	負債合計	15,525,985
無形固定資産	388,420	(純資産の部)	
のれん	341,029	株主資本	15,757,436
その他の金	47,390	資本剰余金	596,763
投資その他の資産	688,900	資本剰余金	536,445
投資有価証券	309,377	利益剰余金	14,643,746
長期貸付金	33,088	自己株式	△19,518
繰延税金資産	178,180	その他の包括利益累計額	43,377
その他の金	168,253	その他有価証券評価差額金	43,377
資産合計	31,326,800	純資産合計	15,800,814
		負債・純資産合計	31,326,800

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,910,554
売上原価	9,399,511
売上総利益	4,511,042
販売費及び一般管理費	3,318,778
営業利益	1,192,264
営業外収益	163,181
受取利息	337
受取配当金	11,568
受取手数料	57,993
受取賃貸料	14,985
受取保険金	2,488
解約金収入	8,925
受取補助金	49,906
その他	16,977
営業外費用	180,065
支払利息	171,159
その他	8,905
経常利益	1,175,380
特別損失	10,687
減損損失	9,260
固定資産除却損	1,426
税金等調整前当期純利益	1,164,693
法人税、住民税及び事業税	390,519
法人税等調整額	8,732
当期純利益	765,441
非支配株主に帰属する当期純利益	9,523
親会社株主に帰属する当期純利益	755,918

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	596,763	528,963	14,182,743	△19,518	15,288,951
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△13,720	-	△13,720
会計方針の変更を反映した当期首残高	596,763	528,963	14,169,022	△19,518	15,275,231
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△281,195	-	△281,195
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	755,918	-	755,918
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	7,482	-	-	7,482
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	7,482	474,723	-	482,205
2022年3月31日残高	596,763	536,445	14,643,746	△19,518	15,757,436

	その他の包括利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2021年4月1日残高	11,026	467,958	15,767,936
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△13,720
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,026	467,958	15,754,216
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△281,195
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	755,918
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	7,482
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	32,350	△467,958	△435,608
連結会計年度中の変動額合計	32,350	△467,958	46,597
2022年3月31日残高	43,377	-	15,800,814

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,477,914	流動負債	4,611,241
現金及び預金	4,036,457	買掛金	15,656
売掛金	30,953	工事未払金	482,054
販売用不動産	3,975,018	短期借入金	1,627,951
未成工事支出金	902,435	一年内返済予定長期借入金	1,865,982
貯蔵品	9,550	未払費用	141,120
前払費用	306,528	未払法人税等	179,300
その他当座預金	40,585	未払消費税等	31,486
貸倒引当金	179,106	前受り金	138,696
	△2,720	預賞与引当金	68,490
固定資産	21,999,264	その他負債	42,707
有形固定資産	19,259,848	固定負債	11,003,132
建物	5,759,622	社長期借入金	250,000
構築物	29,054	資産除去債務	10,172,045
機械及び装置	29,822	その他	64,211
車両運搬具	0		516,875
工具、器具及び備品	25,251	負債合計	15,614,374
建設仮勘定	13,339,927	(純資産の部)	
その他当座預金	26,829	株主資本	15,819,427
無形固定資産	49,339	資本剰余金	596,763
ソフトウェア	18,462	資本準備金	528,963
その他当座預金	16,898	利益剰余金	528,963
投資その他の資産	1,563	利益準備金	14,713,219
投資有価証券	2,720,954	その他利益剰余金	2,500
投資関係会社株	299,377	別途積立金	14,710,719
出長期貸付金	2,110,155	繰越利益剰余金	6,653,000
長期前払費用	1,460	自己株式	8,057,719
繰延税金資産	33,088	評価・換算差額等	△19,518
その他当座預金	36,205	その他有価証券評価差額金	43,377
	130,492	純資産合計	15,862,805
	110,175	負債・純資産合計	31,477,179
資産合計	31,477,179		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,553,978
売上原価	8,935,003
売上総利益	3,618,975
販売費及び一般管理費	2,515,886
営業利益	1,103,088
営業外収益	194,360
受取利息	295
受取配当金	11,568
受取手数料	105,993
解約金収入	8,925
受取賃貸料	14,985
受取補助金	47,382
その他	5,211
営業外費用	181,534
支払利息	172,732
その他	8,801
経常利益	1,115,915
特別損失	10,687
減損損失	9,260
固定資産除却損	1,426
税引前当期純利益	1,105,228
法人税、住民税及び事業税	336,854
法人税等調整額	11,625
当期純利益	756,748

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	
				別途積立金			
2021年4月1日残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	7,587,205	14,242,705
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	△5,039	△5,039
会計方針の変更を反映した当期首残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	7,582,165	14,237,665
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△281,195	△281,195
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	756,748	756,748
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	475,553	475,553
2022年3月31日残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	8,057,719	14,713,219

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2021年4月1日残高	△19,518	15,348,913	11,026	15,359,940
会計方針の変更による累積的影響額	-	△5,039	-	△5,039
会計方針の変更を反映した当期首残高	△19,518	15,343,874	11,026	15,354,900
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	-	△281,195	-	△281,195
当 期 純 利 益	-	756,748	-	756,748
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	32,350	32,350
事業年度中の変動額合計	-	475,553	32,350	507,904
2022年3月31日残高	△19,518	15,819,427	43,377	15,862,805

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

アズマハウス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 井 晶 治 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 口 真 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アズマハウス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アズマハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

アズマハウス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 井 晶 治 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 口 真 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アズマハウス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

アズマハウス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	鳴 瀧 英 人	印
社外監査役	上 岡 美 穂	印
社外監査役	小 西 順 士	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行に社会情勢と当社グループに与える影響を慎重に見極め、内部留保の充実を図り、企業の経営と雇用の安定化を備えることが株主共通の価値につながるものと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たり配当額 70円

配当総額 281,195,040円

(注) 当社は、2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期（第45期）の期末配当につきましては、株式分割前の配当額の金額を記載しております。なお、株式分割を考慮した場合の2022年3月期の1株当たり配当額は35円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役 北畑米嗣氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
再任 社外取締役候補者 きたばた よねつぐ 北畑 米嗣 (1955年2月7日生)	1989年2月 税理士登録 1989年6月 北畑会計事務所開設(現任) 2001年4月 和歌山商工会議所エキスパートバンク登録講師(現任) 2004年4月 和歌山家庭裁判所家事調停委員 2007年度 関西経営品質賞審査員 2008年度 ひょうご経営改革賞審査員 2008年6月 丸肥運送(株)監査役就任(現任) 2008年6月 豊月運送(株)監査役就任(現任) 2009年4月 和歌山県市町村職員共済組合監事(現任) 2013年1月 (株)和歌山プロジェクト代表取締役就任(現任) 2015年5月 (株)和歌山毎日広告監査役就任(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者北畑米嗣氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は候補者北畑米嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 北畑米嗣氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 候補者北畑米嗣氏は、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立の立場で経営の監督等の職務を遂行するのに適任であることから、社外取締役として再任をお願いするものです。当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しております。

5. 候補者北畑米嗣氏の就任年数は本総会終結の時をもって6年となります。
6. 取締役の任期は、2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社は候補者北畑米嗣氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、2022年11月に更新される予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 鳴瀧英人氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
新任 社外監査役候補者 た な か い く ひ さ 田 中 郁 久 (1961年4月11日生)	1984年4月 (株)紀陽銀行入行 高野口支店 2000年10月 笠田支店支店長 2012年10月 鶴原支店支店長 2014年4月 東岸和田住宅ローンセンターセンター長 2016年10月 和歌山統括住宅ローンセンターセンター長 2021年7月 (株)紀陽銀行(当社出向)	一 株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者田中郁久氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 田中郁久氏を社外監査役候補者とした理由
 候補者田中郁久氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり金融機関で支店長やローンセンター長などを務め、支店運営や審査などの業務において、財務及び会計に関する相当程度の知見とその経験に培われた実務的なモニタリング力を有し、正確性と妥当性を判断する能力も有していることから、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者田中郁久氏が選任された場合、監査役の任期は、2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 候補者田中郁久氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより監査役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で

定められた免責事項に該当するものを除く。)等を補填することとしております。
候補者が取締役を選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となります。
D&O保険の契約期間は1年間であり、2022年11月に更新される予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
TEL 073-425-3333 (代表)



交通

- J R 「和歌山駅」より徒歩1分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)